

# 山口県報

平成20年  
7月4日  
(金曜日)

## 目 次

漁管委告示  
漁業法第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定による指示……………



### 山口県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十年七月四日

山口県内水面漁場管理委員会

会 長 高 石 敏 男

#### 一 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次に掲げる水域においては、こい（まごい及びにしきごいをいう。）を当該水域の外に持ち出し、かつ、他の水域に放流し、又は遺棄してはならない。

（一） 下松市の区域内の水域のうち、平田川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

（二） 井関川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面  
指示の有効期間

平成二十年七月四日から平成二十一年七月三日まで

平成二十七年七月四日印刷  
平成二十七年七月四日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）